

# データ利活用制度の在り方に関する基本方針

2025年6月13日

デジタル行財政改革会議決定

## 【目次】 データ利活用制度の在り方に関する基本方針

### 1. データ利活用を巡る現状

- (1) 人口減少をデータ・AI の社会実装によって克服し豊かな社会を実現する
- (2) データ利活用の現状
- (3) 目指すべき将来像

### 2. 検討に当たっての基本的な視点

- (1) データ利活用による新たな価値の創造
- (2) AI で強化される (AI-Powered) 社会の実現とリスクへの対応
- (3) 透明性・信頼性の確保

### 3. データ利活用のための環境整備及び当面の分野横断的な改革事項

- (1) 基本的な考え方
- (2) データ連携の基盤整備及びデータ標準化の推進
- (3) データ収集、データ保有者によるデータ提供インセンティブの確保
- (4) 信頼性の高いデジタル空間の構築
- (5) 官民におけるユースケース創出のための取組

### 4. 行政保有データの利活用

- (1) AI-Ready 社会に求められる政府内におけるデータ利活用の推進
- (2) 分野間におけるデータ連携の推進、識別子
- (3) 災害時等の事業者から行政へのデータ提供

### 5. 先行個別分野の改革事項（重点領域におけるデータスペースの整備等）

- (1) 医療分野
- (2) 金融分野
- (3) 教育分野
- (4) モビリティ分野
- (5) 産業分野

### 6. デジタル公共財の整備

- (1) データ産業の特徴（規模の経済、ネットワーク効果、参入障壁）
- (2) デジタル公共財を整備する必要性

### 7. 官民の体制整備（国、官民協議体）

- (1) データ戦略の司令塔機能強化
- (2) 各府省庁における対応

### 8. 当面の対応

## 1. データ利活用を巡る現状

### (1) 人口減少をデータ・AI の社会実装により克服し豊かな社会を実現する

○データは、例えば、医療分野では、医療データの活用が進むイスラエルにおいて、新型コロナウイルスワクチンの迅速な接種と効果検証に大きく貢献したり、物流分野ではリアルタイムの需要データを複数の物流事業者で共有し最適な生産・配送の実現が可能となったことに見られるように、事業の生産性向上や新たな価値創出を支える鍵である。同様に、行政分野でもオーストラリアでは政府の「標準企業報告データ連携基盤」<sup>1</sup>により、企業は税務、統計、規制当局への報告を標準化された電子形式で一括して提出できるようになり、報告に要する時間とコストが大幅に削減（約 130 億円/年相当）された。行政機関側でも、報告データの品質向上や処理業務の効率化が実現されている。近年では、AI 技術の著しい発達、生成 AI の登場とも相まって、データの利活用は、ロボット技術と融合し、サイバー空間にとどまらずフィジカル空間にも活用領域が急速に拡大するなどその可能性を拡大している。

○総人口の減少、そして、それを上回るスピードで生産年齢人口の減少<sup>2</sup>に直面する我が国においては、限られた人材で社会や経済の活力を維持し、持続可能な成長を実現していくためには、データの活用及びそれにより可能となる AI の社会実装こそが、生産性上昇、賃金引上げとともに、生活の質向上や地域の変革をもたらし、豊かで安心できる社会を支える基盤となる。

### (2) データ利活用の現状

○データは、長年、「現代の石油」に例えられ利活用の必要性が主張されてきた。他方で、現実には、我が国におけるデータ利活用を通じた価値の創出は、行政データを含め、国際的な指標に照らしても依然として立ち遅れている<sup>3</sup>。この背景には、我が国特有のビジネス慣行や制度的枠組みが複雑に絡み合っている。

○すなわち、企業や行政の現場では、依然としてアナログな業務が根強く残り、また、情報システムが導入されていても、旧来の「技術的負債」によって効率的に最新のデジタルツールを十分に利用できないこともある。業務がデジタル化されている場合においては、そのデータが部門毎の業務の効率化等に利用されるにとどまり、他部門や他者との共有、他部門・他者からの共有による利活用、連携による価値創出は一般的ではない。

○このような事情で構築されてきた法制度や運用ルールもまた、社会全体でのデータ利活用を前提にするものではない。例えば、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）における第三者提供規制は、個人の権利利

---

<sup>1</sup> Standard Business Reporting (SBR) : オーストラリア政府が構築した「企業報告標準化・データ連携システム」。企業が税務、統計、規制当局向けに提出する情報を、会計・給与ソフトなどから自動的に共通フォーマットで電子提出できるようにするもので、官民間のデータ連携を通じて、業務の効率化と報告負担の軽減を実現している。同政府は導入から 6 年間で約 8 億豪ドルのコスト削減効果を見込んでいる。

<sup>2</sup> 我が国では、総人口が 2008 年をピークに減少局面に入り、2024 年 11 月時点での生産年齢人口（15～64 歳）は 7,374 万人と、ピーク時から約 1,340 万人減少している。今後も減少傾向は続く見込みであり、2050 年には 5,540 万人程度まで落ち込むと予測されている。

<sup>3</sup> 例えば、スイスの国際経営開発研究所（IMD）が毎年発表する「国際デジタル競争力ランキング」において、日本は主要国と比較して継続的に低位にとどまっており、特に「将来への備え（future readiness）」の分野において、ビジネスの俊敏性やデータの統合・活用力に課題があると評価されている。

益の保護という観点で重要である一方、EU 法よりも柔軟性に乏しい側面もありデータ連携を困難にするとの指摘もある。また、異なる主体間でのデータ連携を可能とするためにはデータ項目・様式の標準化やデータ連携基盤が必要となるが、その際の営業秘密など知的財産の保護制度との両立を可能とするデータ利活用制度・基盤が未整備であることも、データ連携を通じたデータ利活用の広がりやを制約している。情報システムもまた、行政や事業者ごとに個別最適化された設計が一般的であり、異なる主体間でのデータ連携が前提となっておらず、データの利活用を困難なものとしている。

○このようなデータ利活用を巡る課題が制度、システム、業務運用、さらには組織間の関係性といった複数のレイヤーにまたがり、相互に連鎖的な制約を及ぼしているという現実を踏まえ、今後、個別の制度改正やシステム改修にとどまらず、データを社会の共通資源として位置づけ、諸外国の状況等を踏まえ、制度・システム・運用の全体を再設計していく<sup>4</sup>。

		データ利活用 (個人起点 (一次利用)、社会起点 (二次利用))		
EU	GDPR (2016)	データ法 (2023) 民間の非個人データ (IoT等) の共有促進	データガバナンス法 (2021) オープンデータ以外の政府のデータ共有促進	オープンデータ指令 (2019) 公共部門のデータ共有・再利用促進
		データスペース構想 (2020) ヘルスケア、産業・製造等。14の分野で広域のデータ連携を検討中		
		EHDS法 (医療・2025) <small>・ヘルスデータ基盤の構築 ・ヘルスデータ匿名化情報の 第三者提供に同意不要 ・医療機関からのデータ提出義務</small>	PSD3 (金融決済・検討中) 金融データアクセスの枠組と連携したPSD2の改正	
日本	個人情報保護法			
米国	連邦 HIPAA法 (連邦法・医療・1996) / GLBA法 (連邦法・金融・1999)	民間企業 (大規模デジタルプラットフォーム) 内での自成的なデータ連携・利活用		
	各州 CCPA(カリフォルニア) 等 (一般法・特別法)			

データの利活用に対する  
プロアクティブな  
制度化アプローチ

データの  
独占に対する  
リアクティブな  
規制アプローチ

<sup>4</sup> EU など諸外国では、個人情報等の保護とデータの社会的利活用を両立させ公共サービスの高度化や経済成長、国民生活の利便性向上につなげるための制度整備が進められている事例がある。例えば、欧州連合 (EU) では、個人情報保護を目的とした一般データ保護規則 (GDPR) を基盤としつつ、公共部門におけるデータの二次利用や、民間企業間のデータ共有を可能とするため法制度の構築を進めている。具体的には、2022 年に施行されたデータガバナンス法 (Data Governance Act) や、2025 年施行予定のデータ法 (Data Act) により、信頼性あるデータ仲介や分野横断的なデータアクセスの仕組みが制度化されつつある。加えて、2021 年に策定された欧州データ戦略 (European Strategy for Data) に基づき、産業、ヘルスケア、モビリティ、金融などの重要分野ごとに、複数主体が分散的にデータを共有・連携できる「共通欧州データスペース (Common European Data Spaces)」の整備が進められており、社会全体で信頼性あるデータを連携し、利活用するための基盤の構築が本格化している。英国においても、行政データの相互連携を通じた公共サービスの効率化や、データを活用したイノベーションの創出が進められており、2024 年 10 月にはデータ (利用とアクセス) 法案 (Data (Use and Access) Bill) が議会に提出された。同法案では、行政データに限定せず、広く社会に存在する多様なデータの安全かつ効果的な利活用を可能とする法的枠組みの整備が進められている。なお、米国では、EU や英国のような制度的な統一データスペースの構築は行われていないものの、大手プラットフォームなど企業主導でユーザーデータの収集・蓄積とそれを基盤とした AI 開発やビジネス展開が加速している。連邦取引委員会 (FTC) は、こうした状況における競争の歪みやプライバシー侵害への懸念に対して、市場原理を基本としながらも、問題発生時には個別に規制措置を講ずるリアクティブな対応を取っている。行政データの利活用についても制度整備が進んでおり、米国では 2019 年のエビデンス法 (Evidence Act) により、各省庁に評価計画の策定や分析体制の整備が義務付けられ、政策形成におけるエビデンス活用が制度化された。また、大学等との人材交流を可能とする政府間人事交流法 (IPA) を通じて、専門人材の柔軟な登用が行われている。

### (3) 目指すべき将来像

- 今後、人口減少の下、持続可能な日本社会と経済成長を両立させていくため、データや AI の利活用を全面的に社会実装することによって、限られた人的資源を補完する効率化を進めるとともに、それに限らず、新たな価値の創出、知の創造につなげることで、一人一人の生活の質を向上させ、個人の幸福・自由、Well-Being を達成するデータ駆動社会を実現する。
- このため、データの性質等も踏まえつつ、データ連携によって新たな価値の創出につながるユースケースが想定される場合には、可能な限り、データを個別組織の「内部資産」ととどめず、事業者など関係主体間で、あるいは、社会全体で共有・活用される資源として、信頼性と安全性を確保しながら、異分野間を含む異なる関係主体間のデータ連携・利活用を実現するための制度面、システム面を含む基盤を整備する。特に、ヘルスケア、金融、教育、モビリティなどの公共性が高い重要分野においては、関係主体間の信頼に基づくデータ連携と相互運用性を確保することで、事業者・個人、地方公共団体が円滑にデータを入手し新たな価値を創出する仕組みをスピード感を持って構築する。行政が保有するデータ（以下「行政データ」という。）についても、中長期的に営利・非営利の民間セクターの協力・関与の局面がますます増加することが予測されることを踏まえ、行政データのオープンデータ化を進めるほか、関係する民間事業者等と必要かつ適切な範囲で共有したり、また、民間事業者間のデータ連携を含むデータ共有を可能とするための環境整備を行うことで行政サービスの持続性を確保する。
- 質の高いデータによって AI の性能が向上し、高性能の AI がより多く使用されることで、更に性能が向上するという、データと AI の好循環を確立する。このため、データ連携・利活用に加えて、具体的なユースケースを踏まえ、質の高いデータ収集を進める。特に、自動運転、農機、ドローン、人工衛星など AI×ロボットによって、産業の省人化が期待される分野のユースケースについて、質の高い AI の開発や社会実装を進めるため、質の高い実社会のデータの蓄積を進める。

## 2. 検討に当たっての基本的な視点

### (1) データ利活用による新たな価値の創造

- データは、個人データであれ非個人データであれ、単体ではその価値は限定的であっても、他のデータとの組み合わせや蓄積、繰り返し活用によって、その価値を高め、新たな価値や知の創造につながるという特性を持つ。一方で、それ自体には専有性がなく、所有権の対象にもならないため、他者に知られず自社のみが保有することで自社の競争優位性を確保できる場合も多く、また、その範囲は必ずしも明確ではない。
- この結果、データが広く社会や特定の業界で中小企業を含め共有され利用を円滑化することで社会全体の厚生が増大したり、又は、特定の業界の効率性が改善される可能性があるにも関わらず、市場原理にのみ依存する場合は、その達成は困難となり、データは未活用のまま死蔵される可能性がある。このため、事業者における競争と協調の balan

---

英国では、デジタル経済法 (Digital Economy Act) に基づき、仮名化を施した行政データを安全な分析環境 (TRE) の下で研究目的に提供する仕組みが確立されている。共通 ID 制度を持たない中で、統計局 (ONS) が仮名化 ID を生成・管理することで、個人情報保護しながら複数データのリンケージを可能にしておき、統合データサービス (IDS) による政策評価向けのデータ基盤構築も進められている。

スに配慮しつつ、法制度を含むデータ利活用環境を整備する。これによって、データの生成や保有主体の正当な利益にも配慮しつつ、広く個人や研究者、中小事業者など多様な利用者が、組織の壁を越え、業界の障壁を克服し、容易にアクセス可能なデータを拡大し、国境を越えた利活用を可能とする。

## (2) AI で強化される (AI-Powered) 社会の実現とリスクへの対応

○データとAIの好循環を確立することで、社会経済の変革を起動しAIで強化される(AI-Powered)社会を実現するため、データ利活用とAI実装を一体的に進める。とりわけ、AIがハルシネーションやバイアスをできるだけ抑制し、精度を向上させるためには、質の高いデータが大量に必要となることを踏まえ、AI開発のための具体的なユースケースを想定したデータの収集・蓄積を含め、データ政策を推進していく。

○加えて、AIのイノベーション促進とリスク対応の両立の観点から、AI法<sup>5</sup>に基づき、政府の司令塔機能を強化するとともに、研究開発の推進や利活用、計算資源・情報通信基盤のインフラの高度化を進め、AIの研究開発・活用等を促進する。

○なお、いかに良質なデータによって学習されたAIであったとしてもハルシネーションや物理的誤作動等のリスクがゼロになることはなく、セキュリティ面等への新たな配慮も必要となることに留意する。AI活用に伴って新たに顕在化するリスクにも、適切に向き合い、技術的なリスク管理手法(レッドチーミング<sup>6</sup>等)の活用や必要な場合の人の介入などを通じて、必要な対処を行うことで社会の信頼性を確保する。

## (3) 透明性・信頼性の確保

○データにはプライバシーや知的財産に関わる情報が含まれることも多い。その使い方によっては、個人であれ事業者であれデータのライフサイクルにおいて、プライバシーの侵害や個人の差別など関係者への悪影響が生じる。データの利活用を社会に広く定着させ、その恩恵を持続的に最大限に引き出す観点から、全ての当事者、すなわち、個人などのデータの生成者(データの生成の原因となる活動を行う者)、データ保有者、データ仲介者(多数のデータ保有者からデータの提供を受け、自らは利用せず、一定の集積・加工等を行ったデータを他者に提供する者)、データ利用者などの信頼と納得を確保するため、データの収集・利活用のプロセスの透明性を確保するとともに、そのようなプロセスに関与する関係当事者に対する信頼性を確立するため、データのライフサイクルにわたって、個人情報を取り扱われる場合における当該情報の内容やコスト等も勘案した適切な範囲での本人の関与を含め、関係当事者において適切にデータが取り扱われるための取組を進める。

○特に、データ利活用と個人情報の適切な保護は不可分一体の関係にあり、一般法として個人の権利利益の最低限の保護を分野横断的に担う個人情報保護法を土台とした上でデータ利活用が行われることから、同法についても技術的、社会的環境の変化に即

<sup>5</sup> 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律(令和7年法律第53号)。

<sup>6</sup> AIの出力に関する潜在的リスク(誤情報、有害表現、バイアスの強化など)を検出するため、開発者とは異なる立場の専門家等が、あえて悪用や誤用のシナリオを想定してAIを意図的に試験・分析する手法。特に大規模言語モデルにおいては、現実に近い脅威シナリオを通じて、ハルシネーションや意図しない応答の発生可能性を検証し、リスク低減措置の有効性を評価する技術的評価手段。

して必要となるアップデートを行う。加えて、データの性質等によって生じ得るリスクに応じ、個人情報保護法上の規律の遵守にとどまらず、費用対効果も適切に勘案しつつ、プライバシー影響評価（PIA）などの手法により一層の透明性・信頼性確保のための取組を推進する。その際、事業者においては、これらの取組を適切に行うこと、特に、個人のプライバシーに対するリスクと便益について、簡潔で分かりやすい説明を個人に行うことが必要な「投資」であり、それによって、消費者の多様な選択肢が確保されるものであることに留意する。

○なお、その際、個人の幸福・自由を実現する上では、それぞれの個人がその積極的な意思に基づき自己のデータを利用したり提供することが可能な制度環境と、事業者等が個人の権利利益を侵害しない範囲内で、個人の同意を必ずしも前提とせず個人データを活用して個人に直接の便益を生じることが可能な制度環境は相互に矛盾するものではなく両立し得るものであり、むしろ、これらを両立させる観点から、信頼性の高いデジタル空間を構築するための制度整備が必要となることに留意する。

○データ利活用における安全保障の観点にも十分留意し、外部主体への機微情報の流出といった懸念に適切に対応する。

### 3. データ利活用のための環境整備及び当面の分野横断的な改革事項

#### (1) 基本的な考え方

○データ連携・利活用のマルチレイヤー構造<sup>7</sup>等を踏まえ、次の3つの観点から、必要な取組を進める<sup>8</sup>。

A「データが円滑に連携・利活用されるよう、「形」や「道」を整備する」

(データ連携・利活用の基盤整備、標準化の推進等)

B「データの連携・利活用が促されるよう、「勾配」(インセンティブ)をつける」

(データ収集、データ保有者によるデータ提供インセンティブの確保)

C「安心してデータ利活用するため、「場」をつくる」

(データガバナンスの強化)

#### (2) データ連携の基盤整備及びデータ標準化の推進

○データの標準化・構造化を推進し、組織や分野を越えた迅速かつ低コストなデータ連携を実現する。データ連携基盤やそれを支える、データ連携に係る当事者の実在性確認やデータの真正性確認を行うためのトラスト基盤の整備を進める。

##### ①トラスト基盤の整備

○データ主体の真正性・実在性の証明に関する「公的個人認証」や「G ビズ ID」のほか、データの非改ざん性等の検証に関する電子署名やタイムスタンプ、e シール等の整備を

<sup>7</sup> マルチレイヤー構造の中身について、例えば、アプリケーションサービス、データ連携、トラストサービスとする考え方もある。

<sup>8</sup> 内閣官房の「データ利活用制度・システム検討会」においては、Aについては、データ連携・利活用の基盤整備や標準化に関する国主導での取組の必要性が、Bについては、各主体で死蔵されたり、囲い込まれているデータの提供・活用に向けたインセンティブ確保の必要性が示されたほか、Cについては、リスクに応じたガバナンスの確保の在り方等が課題として示された。

これまで進めてきた。当面、2026年夏までに、データ連携で必要となるトラストについて体系的に考え方・在り方を整理したフレームワークとしてトラスト基盤を整備する。具体的には、データの連携と利活用において求められるトラストについて、実ニーズに即して整理<sup>9</sup>し、当該整理に従って、トラストを確保するための手法の体系化を図る。これら手法を制度・技術・運用の各面から分析して、確保されるトラストのレベルを評価するとともに、適切に選択して組み合わせるための考え方を提示する。

- あわせて、デジタルアイデンティティウォレット (DIW)<sup>10</sup>やヴェリファイアブルクレデンシャル (VC)<sup>11</sup>、秘密計算、ゼロ知識証明等の先端的なプライバシー強化技術 (PETs) 等のトラストに関する新たな技術についても、重要なものが生み出される都度、活用の在り方を検討し、トラストの体系的な整理に柔軟に取り入れる等トラスト基盤をアジャイルに更新していく。個々のトラストを確保する手法についても必要に応じて拡充や改善等を行う。例えば、事業者の真正性・実在性の関係で、公的な法人認証が必要となるケースに対応するために、Gビズ ID の認証機能の活用を候補の1つとして検討する。
- 国際的なデータ連携において求められるトラストについては、様々な政府間対話の機会を捉えて国際的にも通用するものにするこゝで、国際的なデータ連携・利活用を促進する。また、この観点から、政府におけるトラストや国際標準等の専門人材の確保・育成を進める。

## ②データ連携基盤の整備

- 今後、一定の公共性が認められる分野については、分野横断で活用可能なデータ連携のための共通基盤、例えば、ID、認証、トラスト、コネクタ、トランザクション管理、セキュリティに関する基本的な考慮要素などについて、社会全体の負担やコストの低減やユーザーの利便性に資するものとして、「デジタル公共インフラ」としての整備を進めることが考えられる。また、個々の分野ごとに必要となる共通基盤は、分野によって状況が様々であることを踏まえ、実際のユースケースやその公益性等に応じて、各分野の主体が円滑に活用できる仕組みの整備の推進を検討する。
- 官民におけるデータ連携に必要な機能をモジュール化していくことも重要となる。その際、上記①で例示した認証等の要素ごとの機能を汎用的な部品として開発・提供し、これらを用途に応じて組み合わせて活用可能なものとしていくことが必要である。これにより、各ユースケースにおいて毎回それぞれにゼロからシステム開発を行う「一品もの」の状態を脱却し、再利用可能で拡張可能性を持つ共通基盤として効率的なデータ連携環境整備を推進する。

## ③データの標準化

- 官民におけるデータの連携・活用に当たって、現状では、主体、アプリごとに異なる形式・項目でデータが管理され、異なる主体間でデータを共有・結合することが困難とな

---

<sup>9</sup> 例えば、「ウラノス・エコシステムの拡大及び相互運用性確保に向けたトラスト研究会報告書」においては、トラストを確保すべきデータ連携に伴う主要なリスクとして、事業者（主体の真正性・実在性）に関するリスク、データそのものに関するリスク、連携基盤等に関するリスクの3つを挙げている。[20250328006-1.pdf](#)

<sup>10</sup> 個人・法人が自身の属性や資格情報等を、自ら保存・管理し提示できる仕組み及びアプリ。

<sup>11</sup> デジタル署名による真正性確保・改ざん防止等の機能を実現することができる、「人、法人、モノ等」の属性情報に関する汎用的で機械可読なデータ形式・データ流通形態。

っている実態に鑑み、デジタル庁や各府省庁で策定するデータ標準等の進捗状況を踏まえ、具体的なユースケースに即して、円滑なデータ標準化に資する取組を加速する。あわせて、AI×ロボティクスにおいて複数の AI 機器が協働するような場面では、人の介入・サポートを前提とせず、機械的な処理を行いやすいような標準的なプロトコルや連携枠組みも併せて整備することが必要となり得ることに留意する。

○公共性の高い分野については、各分野において具備すべきデータセットの定義や ID（主体を表す識別子）等の基本事項を標準化し、どのデータセットでも統一的に扱えることが効率的であり、また、機械判読に適したデータ様式が求められることを踏まえ、当面、モビリティ、農業、公共事業といった分野について標準化を求める指摘があることに留意しつつ、2025 年度に、制度面を含めた対応を具体的に検討する。その際、一部分野においては、ベンダーにより規格がデファクト化され、ベンダーロックイン<sup>12</sup>が起これば、顧客の対応が困難となるとの指摘があることについても、具体的な対応を 2025 年度に検討する。

○なお、グローバルなサプライチェーンやデータエコシステムの中で、我が国で生成され保有されているデータが、適切なデータガバナンスの下、グローバルにも円滑に活用されることは、我が国企業の国際競争力向上にも資することを踏まえ、データ標準化の推進にあたっては、国内標準の整備にとどまらず、国際的にも通用するように十分配慮する。必要に応じて国際標準化団体への提案や他国との相互承認の枠組みを推進する。

### **(3) データ収集、データ保有者によるデータ提供インセンティブの確保**

○我が国では、データ保有者にとって、保有データを外部に提供することは制度上も事業慣行上もインセンティブが乏しく、むしろ、プライバシー関連情報や知的財産の漏えいにつながるリスクがデータ保有者に強く意識される傾向があることを踏まえ、ユースケースに応じデータの集積によって期待できる価値の公共性の程度、省人化もつながる AI の開発ニーズ等も勘案しつつ、データの生成・提供等に関する義務的アプローチ、カーボンニュートラルやマネーロンダリングなど海外法制への対応支援アプローチ、補助金交付等の条件として一定の規格によるデータ提出を求めるアプローチ、重複投資を回避するためのデジタル公共財としての整備、又は必要に応じた対価還元のアプローチなど様々な選択肢から場面に応じて適切に取舍選択の上、データ保有者に対して、データ提供に対するインセンティブを総合的に確保していく。

○この一環として、公共性が高く社会経済的に重要な分野については、政府が主導して、標準化・構造化や高品質なオープンデータの整備をデジタル公共財として着実に進める。官民に蓄積された多様なデータセットを発掘・整備し、データの性質等に応じて、誰もが活用できる形で公開したり、一定の要件を満たす者の利用を可能にすることにより、AI の土壌をも豊かに育成していく。特に、電力・通信などデジタルインフラの基盤、水道・ガス等の生活インフラ、国土保全・災害対応に資する土地・建物、加えて、農業、公共事業、モビリティ等について、行政による AI 分析も想定したデータ収集の必要性やデータ収集手段としての人工衛星、ドローン、あるいは、音響などの最新技術の活用

---

<sup>12</sup> ソフトウェアの機能改修やバージョンアップ、ハードウェアのメンテナンス等、情報システムを使い続けるために必要な作業を、それを導入した事業者以外が実施することができないために、特定のシステムベンダーを利用し続けなくてはならない状態。

を指摘する声があることを踏まえて、今後、具体的ユースケースを特定し、制度面を含めて、具体的検討を進める。

- データについては、ネットワーク効果等により、市場ごとに一定のデータ保有者の独寡占等による市場の歪みが生じるおそれがある。特に中小企業については、交渉力の格差等からデータへのアクセスが不当に制限される可能性があるため、EUにおいては、データ法において一方当事者に一方的に有利なデータ契約条項は無効とされていることを踏まえ、競争政策や消費者政策的な観点を含め、制度の在り方を2025年度に検討する。
- データ利活用を加速するに当たっては具体的なユースケースを通じて現実に社会的価値を不断に創出する必要がある。個々の取組によって有効性が確認された場合には、例えば地方創生交付金等を引き続き活用することなどを通じ、データ連携のメリットを社会全体として共有できる取組を進める。

#### (4) 信頼性の高いデジタル空間の構築

##### ①社会全体でのデータガバナンスの確保

○事業者等においては、その取り扱うデータの価値が最大化されるため、データを適切に利活用する取組や法令遵守はもちろんのこと、プライバシーなど個人の権利利益や自他の知的財産を尊重する取組、データセキュリティのための防護策を講じるなどの取組を総合的に行うデータガバナンス<sup>13</sup>を確保する必要がある。これは、個人を始めとする関係者の信頼を確保し、持続的に円滑なデータ利活用を社会的に確立するために必須の課題であり、全てのデータ保有者、仲介者又は利用者（以下「データ関係主体」という。）におけるデータガバナンスを確保することによって、データの価値を最大化しつつ、リスクを社会的に受容可能な程度にとどめることが可能となる。

○また、データ連携が拡大し、さらに、多数のAIが協働することも考えられる中、社会全体においても、データの価値を最大化しつつ、リスクを低減していくためには、各データ関係主体におけるデータガバナンスの取組に加え、データのライフサイクルにおいてデータがクラウド事業者による場合などデータ関係主体の制御を離れてアクセスされる可能性があることも想定し、データの性質等に応じて必要な場合には、秘密計算<sup>14</sup>その他のプライバシー強化技術（PETs）などの技術的手法によって、適切なデータ関係主体によって防護されることが有用であり、制度面を含めて対応を検討する。その際、PETs技術の発展に応じて、アジャイルな対応が必要となることに留意する。加えて、AIに関わるガバナンスについては総合科学技術・イノベーション会議、統合イノベーション戦略推進会議、AI戦略会議などと連携をしながら推進する。

<sup>13</sup> 文脈によっても多義的であり、例えば、経営者によるガバナンスや、それをコーポレートガバナンスとして推進する施策を指すこともある。企業等の個々の主体データに係る各種取組を統合的にバランスよく進めるためには、データを使いこなす能力を高める取組、データに係るリスクに対応するための取組（法令遵守のための業務プロセス構築、データセキュリティのためのデータ防護策等）を適切に組み合わせることで効率よく目的を達成する必要がある、経営者が経営問題として取り組むことが不可欠となるため、データガバナンスとして一連の取組を促すもの。

<sup>14</sup> データの処理中においても暗号化・秘匿化を行うことが可能なTEE（Trusted Execution Environment）など復号鍵がチップ内にも存在するハードウェア型の秘密計算が世界的にAI処理にも活用され始めている。

○このようなデータガバナンスの取組においては、データの性質や利用目的に応じたリスクベースの対応を基本とすることに留意する。一律な規制によってデータ利活用を萎縮させるのではなく、リスクの大きさに応じた制度・技術・運用の柔軟な措置を講ずることにより、安全性と利便性のバランスを確保しつつ、データ駆動型社会の持続的発展を支えていく。また、その際、データ関係主体の内部においても様々な関係者が存在し、例えば、現場、リスク管理部門又はマネジメント層などそれぞれがデータによる価値創造とリスクの関係について共通の正確な理解を持つことで、リスクに対する過剰反応でデータ活用を過少としたり、逆に、リスクを正確に共有しないとといった事象が発生しないことが必要であることに留意して、取組を進める。

## ②データセキュリティの確保

○データの窃取や改ざん等を防止し、データセキュリティを確保するため、データそれ自体を防護する制度・技術・運用での取組を、データ利活用のライフサイクルの各段階<sup>15</sup>において、ユースケースごとに変化するリスクに照らして合理的・適切に組み合わせながら推進する。当該取組の推進に際しては、いわゆるデータローカライゼーションの問題の解決に資するものであることも鑑みつつ、国際的にも通用するものとするべく、DFFT<sup>16</sup>推進のため、OECD<sup>17</sup>内に設立された IAP<sup>18</sup>と連携するとともに、我が国の優れた技術等がデータセキュリティの確保に貢献できるように取り組む。また、外国政府によるデータ保有者やデータ連携プラットフォームに対する外国法令に基づくアクセスについても、制度・技術・運用をどう組み合わせるかを 2025 年度に検討する。

## ③データ連携プラットフォームの整備

○複数のデータ関係主体の間でのデータ連携に当たっては、多数のデータ提供者から提供されたデータを集積し、必要な加工を行った上で、他の主体に再提供する「データ連携プラットフォーム」機能の必要性・重要性が増大している。プライバシーや知的財産が含まれるデータについて、中小企業を含むデータ関係主体が個別に必要な加工等を行うことは現実的ではない中で、不当な漏えいを防止し、安心してデータ連携を進めるために有用となる可能性がある。信頼できるデータ連携プラットフォームの機能整備に向けて、法的な規律の整備を含め、必要な検討を 2025 年度に行う。

## ④データ利活用の前提としての個人情報の適正な取扱いの確保

○データの利活用は、当該データに含まれる個人情報の適正な取扱いを確保することで、個人の権利利益の保護を図りつつ行う必要がある。個人情報については、我が国では、個人情報保護法が、いわゆる「一般法」として、その適正な取扱いを通じ、個人の権利利益の保護を図ってきたが、その在り方については、情報通信技術の急速な進展や国際的動向、高度化・複雑化し国境をまたぐことも多いデータ利活用の実態等に応じ、不断に見直す必要がある。

<sup>15</sup> 例えば、生成・取得、加工・利用、移転・提供、保管、廃棄。ユースケースによってライフサイクルも変わる。

<sup>16</sup> Data Free Flow With Trust の略称。信頼を確保しつつ、国境を越えた自由なデータ流通を促進するという概念。

<sup>17</sup> Organisation for Economic Co-operation and Development（経済協力開発機構）の略称。

<sup>18</sup> Institutional Arrangement for Partnership の略称。

- 例えば、現行法では、個人情報取扱事業者のガバナンスと本人関与による自主的な規律が重視されているが、技術進展等により生まれる従来の想定にない新たな取扱いは、個人の権利利益に対する侵害となる場合だけでなく、それに必ずしも影響しない場合等があり得る。AI の活用が急速に社会全体に広がる現状を踏まえ、AI 開発を含めた統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場面などのように、個人の権利利益に対する直接の影響が想定されない取扱いと評価される場合については、そのリスクに応じ、同意にとらわれない本人関与の在り方と必要なガバナンスの在り方について具体的検討を進める。
- あわせて、データ処理が高度化・複雑化することでその実態が本人からも見えにくくなること等を踏まえ、個人が安心してデータを提供できる制度とその運用に対する「信頼」が醸成されるよう、個人情報保護法の確実な遵守を担保するため、適切な事後的規律を上記見直しと一体的に整備する必要があることから、課徴金、命令、罰則等の様々な手法について、個人の信頼を確保するとともに実効性や経済活動への不当な萎縮効果を避ける観点を含めた全体としてバランスの取れた形<sup>19</sup>での個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す。
- 時代により変化する国内外における個人情報の保護・利活用の動向や関連の技術の動向等について今後とも的確に把握していくため、個人情報保護委員会において、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般について、「個人情報保護政策に関する懇談会」を通じて有識者やステークホルダーと継続的に意見交換を行う。
- 各府省庁は、その所管分野において、社会的課題の解決や行政事務の効率化等の観点から、個人情報を含めた多様なデータの利活用に関する政策を企画立案・実施する際には、「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則」（2022年5月25日個人情報保護委員会。以下「基本原則」という。）を引き続き踏まえるとともに、個人情報保護委員会においては、新たに作成した基本原則を解説したガイダンスも活用し、各府省庁に適切な助言を行うことにより、各府省庁との連携を強化する。

## ⑤AI 活用によるリスクへの事前対応

- AI 活用に伴って新たに顕在化するリスクにも、適切に向き合い、必要な対処を行うことを検討する。高度なデータ解析や意思決定にAI を活用する中で、誤情報の拡散、アルゴリズムによる偏った判断や差別的取り扱い、プライバシー侵害、知的財産の侵害といった課題が生じるリスクがあることを踏まえ、多層的で実効性あるガバナンス体制の整備や多様なリスク管理手法等の検討を進める。その際は、AI 法の理念等を踏まえ、また、データガバナンスとの整合性を確保しつつ、データの取得・加工段階（データレイヤー）、

<sup>19</sup> 2025年1月22日に個人情報保護委員会が決定した『「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について』において、一般法としての個人情報保護法の基本的な在り方の観点から検討すべき制度的な論点として、「個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方」、「個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方」及び「個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方」の各項目が整理されている。

AI の学習・推論段階（アルゴリズムレイヤー）、AI の出力が社会に影響を及ぼす段階（アウトカムレイヤー）ごとに検討を推進し<sup>20</sup>、リスクを理由に AI 活用を萎縮させるのではなく、適切なガバナンスを前提として、AI の潜在力を最大限引き出していく。

#### （５）官民におけるユースケース創出のための取組

○ユースケースの円滑な創出に向け、好事例の共有、知見の提供、案件の掘り起こし等は有効であり、官民協議会を設立するとともに、そうした中間組織・支援組織の在り方や行政機関の関与の在り方等について検討する。

### 4. 行政保有データの利活用

#### （１）AI-Ready 社会に求められる政府内におけるデータ利活用の推進

##### ①政府内におけるデータ利活用の分野横断的な統括機能の整備

○生産年齢人口の急速な減少その他の要因によって必要な人員の確保が困難となりつつある国、独立行政法人や地方公共団体（以下「国等」という。）が行う行政事務においても、AI 技術の急速な進展を踏まえ、業務の効率化や政策立案の高度化を図る必要がある。また、民間企業を始め幅広い主体が AI 利活用を急速に拡大しつつあり、AI の精度を左右する行政データの品質は社会全般の活動にも影響を与えかねない。

○このため、政策立案を含め日常の行政事務の各場面で AI・データの利活用<sup>21</sup>を幅広く進めるとともに、国等が保有する行政データ<sup>22</sup>の品質向上に取り組むこととし、各府省庁におけるこれらの取組を支援するため、政府内における行政データを含むデータ利活用の分野横断的な統括機能を整備する。なお、AI・データ利活用は不可避なものであると考えられることから、<sup>しっかい</sup>悉皆での取組<sup>23</sup>を強制的に進めるというやり方ではなく、現場において急速に進む利活用の実態を把握し、具体的なユースケースから得られた横断的な課題の解消や技術的な支援を行うことなどによって、AI・データの利活用に係る各府省庁の取組を加速・底上げすることが行政データを含むデータ利活用の分野横断的な統括

<sup>20</sup> 例えば、データレイヤーではデータの正確性・偏りの抑制、アルゴリズムレイヤーでは AI の説明可能性や公平性の確保、アウトカムレイヤーでは不当な差別につながらないような誤用防止策や人が関与すべき範囲の明確化等が論点となる。

<sup>21</sup> 行政における AI・データの利活用シーンとしては次のようなものが想定される。探索的なデータ分析・可視化（データの全体像を俯瞰しパターンや傾向を直感的に把握等）、将来予測・シミュレーション、データによる分類（例：危険度や優先度等）、配分・スケジュールの最適化、自然言語処理による業務効率化（要約・自動応答・検索性向上等）、所管分野におけるデータの利活用促進（標準規格等の策定、データプラットフォームの構築協力等）等。

<sup>22</sup> 行政データはその性質等に応じて、公的統計や法令のように行政だけでなく幅広い主体による利活用が前提とされているものや、行政内部における意思決定や業務遂行といった行政自らによる利活用が主目的とされるものなどがあり、用途や性質等に応じて取組の優先順位や対応方針を整理する必要があることに留意する。

<sup>23</sup> 各府省庁の AI・データ利活用環境は、既存データの整備状況や利用目的・必要性・緊急性等によって大きく異なることから、全府省一律・<sup>しっかい</sup>悉皆で進めることにはなじまず、各府省庁の現場で創出される具体的な取組を支援しつつ、その過程で直面した具体的な課題を丁寧に解決していくことが重要である。

機能に求められることに留意する<sup>24</sup>。

## ②政府内における共通ルールの策定等

- 各府省庁における利活用やデータ整備の支援を目的とする統括機能について、それを構成する3つの機能（A 政府全体の戦略策定機能、B データ整備支援機能、C 共通サービス・ツール提供機能）について、将来的には各府省庁においても個々に原局のデータ利活用を支える機能を持つことを視野に、まずは、オープンデータに関するものを中心に政府全体の共通ルール等の策定を進める。
- まず、政府全体の戦略策定機能については、関係制度官庁との調整・連携を行い、行政データを含むデータ利活用の推進に必要な政府共通ルールの策定や横断的な課題の解決等を行うことが中核となることを踏まえ、当面、AI利活用の進展を見据え、機械可読性のほか、正確性や完全性等を確保するため、各データ保有主体がデータ品質を高めるための取組を進める際に目安とできる具体的な基準<sup>25</sup>を定めるとともに、技術動向や各府省庁の取組状況を踏まえ当該基準の周知・徹底や継続的な改定を行う。また、各府省庁におけるユースケースの継続的な把握に努め、個人情報保護委員会の取組<sup>26</sup>とも連携しつつ、利活用に資する具体的な法令の解釈の実例等を蓄積・共有するとともに、データ利活用制度・システム検討会における議論等も踏まえ、利活用に関する法的または技術的なボトルネックを具体的に特定し、関係制度官庁とその解決に向けた調整を行う。なお、「公的基礎情報データベース整備改善計画」に留意のうえ、ベース・レジストリの取組との整合性を確保する。
- 各府省庁における品質が確保されたデータ整備に向け、必要なリソースの確保やデータ整備に必要な標準規格・利用規約の策定支援等を行うため、当面、内閣官房行政改革推進本部事務局等の関係省庁が連携して、データ取得のための経路調査その他の調査等の効率化を進める。あわせて、内閣府とデジタル庁が整備する「ジャパングダッシュボード」において、我が国の主要な政策に関するデータを格納・公開していくこととし、各府省庁に加え、地方公共団体や民間企業等が必要なデータをダウンロードして、分析等に利用できる状態を実現する。
- デジタル庁の内部開発により政府におけるAI基盤を構築することとしていることを踏まえ、各府省庁がAI・データ利活用を行う場合には、個別開発・調達による重複投資を

---

<sup>24</sup> なお、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局とデジタル庁は、各府省庁における「政策ダッシュボード」の導入・活用を支援することにより、具体的なユースケースで利活用のメリットを示しつつ、利用可能なデータ整備の必要性などの横断的な課題を見いだしてきた。この一連の取組から得られた教訓を今後のデータ利活用統括機能の運用を考える上で参考にするとともに、デジタル庁を強化し各府省庁における先行的な取組を支援する機能として引き続き活用する。

<sup>25</sup> データ整備に当たっては、セル結合の回避やメタデータの付与のように、求められる対応はデータの内容によって異なる場合があるが、それぞれ取組の難易度が異なることを踏まえ、難易度別の基準設定などにより段階的な対応を可能とするなど現場の負担にも配慮する。

<sup>26</sup> 各府省庁による基本原則に沿った政策立案をより一層後押ししていくため、具体的な事例も交えて基本原則を解説したガイダンスの作成等。

避ける観点から同基盤の活用を推奨する。

### ③データ人材の育成

- 各府省庁においてユースケースを創出し、その実効性を高めていくために不可欠となるデータ分析に長けた人材の確保・育成を進める。人材育成には、研修機会の提供だけでは十分ではなく、実際のデータ分析業務を通じて実践力を養う機会を増やし、その実践を支えるデータ分析環境やツールの整備も併せて進めていくことが重要であることを踏まえ、デジタル庁に、官民の専門性の高いデータ人材を効果的に配置することで各府省庁におけるデータ利活用の実践を支援するとともに、それらの取組を通じて、米国等の先進事例に見られるような、アカデミアや民間シンクタンク等の外部人材が行政内部で分析や企画立案に関与する実例を創出する。

### ④地方公共団体における取組の推進

- 地方公共団体におけるデータ利活用の取組について、デジタル庁は、地方公共団体内における住民データの利活用に係る公共サービスメッシュの導入を進めている。公共サービスメッシュのパイロット的な利用を通じて、実際の業務利用に当たっての課題<sup>27</sup>を丁寧に把握し、制度・技術の両面からの改善を進める。

## (2) 分野間におけるデータ連携の推進、識別子

- 分野横断的なデータ連携・解析を可能とすることによって、個別のデータでは把握が難しかった課題や構造を明らかにすることが可能となり、データ利活用の質を一層高めることが期待される。例えば、英国では、仮名化された共通識別子を用いて行政記録情報や公的統計データを連携させ、公益性の高い研究等に活用する制度が整備されており、我が国における検討に当たっても参考となると考えられる。このため、プライバシーを保護しつつ分野間のデータ連携・解析を進めるための枠組みの構築を目指し、関係府省庁の協力も得ながら、仮名化の手法、連携用の識別子の在り方、利活用環境の整備、利活用主体の資格に関する枠組みなど、諸外国の先進的な取組等について調査研究を行い、その結果を踏まえた所要の措置を講ずる。

## (3) 災害時等の事業者から行政へのデータ提供

- 大規模災害など緊急時において、人流データなど事業者が保有するデータを行政が活用することで迅速かつ適切な避難や効率的な復興につなげることができる可能性がある<sup>28</sup>が、現時点では、こうしたデータ提供は各企業の自主判断や善意に依存しており、包括的な提供ルールが整備されていないことを踏まえ、迅速かつ的確に取得・活用できる体制を整備する。
- このため、まず、事業者が任意で行政にデータ提供を円滑に行うための法的枠組みを整備する。具体的には、災害対応など公益目的での企業から行政へのデータ提供について、個人情報保護法その他の法律における規律との関係を明確にする根拠規定を設けるとともに、提供可能なデータ種別や利用範囲について、関係省庁の主導の下、平時から合

<sup>27</sup> 例：システムからデータを取り出す際に追加作業が発生し得る等。

<sup>28</sup> 近年の自然災害やパンデミック対応において、民間企業の持つ位置情報、設備稼働状況、物流情報、SNS投稿情報等が、災害対応や被害軽減に有用であることが確認されている。

意形成を図る。あわせて、一定の緊急事態において、民間事業者に対するデータ提供義務を法定する仕組みを整備することを検討する。なお、事業者が保有するデータに含まれる個人のプライバシーに係る情報や知的財産等に配慮する観点から、謙抑的な対応が必要であることに留意しつつ、検討を進める。

## 5. 先行個別分野の改革事項（重点領域におけるデータスペースの整備等）

### （1）医療分野

（医療データ利活用の現状）

○医療データの利活用は、国民一人一人の誕生から現在までの生涯にわたる情報を自分自身で一元的に把握し活用することを通じた健康増進、過去の診療情報等の医療機関等の間での適切な共有を通じ患者本人が受けられる治療やケアの質の向上や医療受診時の負担の軽減といった一次利用の面から、また、医学研究・創薬・医療機器の開発等を通じた医療水準の向上、医療資源の最適配分や社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）といった二次利用の面からも極めて重要である。

○こうした取組を進めるため、厚生労働省等において「医療 DX の推進に関する工程表」（2023年6月2日 医療 DX 推進本部決定）に基づき、全国的なプラットフォーム（システム）の構築、これと併せて医療機関等の医療情報の電子化などの取組が進められ<sup>29</sup>、一次利用の円滑化に貢献している。また、医療データの二次利用<sup>30</sup>についても、厚生労働大臣等が保有する医療・介護関係のデータベース（公的 DB）の利活用が進められており、NDB（National Database of Health Insurance Claims）<sup>31</sup>のリモートアクセスによる解析環境の整備やこの環境で解析できるデータの拡大、併せてデータの提供に係る審査期間の短期化やデータの不適切利用に係る監視機能等の実装を進めるなど、レセプト情報等の匿名化情報による第三者提供による利活用が進められてきた<sup>32</sup>。

○また、内閣府においては、各医療機関が保有する患者ごとの電子カルテなど公的 DB 以外の医療データを含めた利活用について、個人情報保護法の特別法である次世代医療基盤法<sup>33</sup>が2017年に制定され、国の認定を受けた認定作成事業者が医療機関等との相対

<sup>29</sup> 具体的には、オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス、電子カルテ情報共有サービスなどの医療情報基盤を含めた「全国医療情報プラットフォーム」の構築、これと併せて、電子カルテ情報の標準化、医療機関における標準化された電子カルテの導入等の取組が進められている。

<sup>30</sup> 2023年度の「規制改革実施計画」（2023年6月16日閣議決定）では、医療等データとして「電子カルテ、介護記録等に含まれるデータ、死亡情報その他の個人の出生から死亡までのデータであって診療や介護等に一般的に有用と考えられるデータ」としており、ここでは同じ趣旨で「医療データ」の表記としている。また、同計画では、一次利用とは「医療等データを当該医療等データに関連する自然人の治療及びケア等のために利用すること」、二次利用とは「医療等データを医学研究その他の当該医療等データによって識別される特定の個人のみを対象としない目的で利用すること」としている。

<sup>31</sup> 厚生労働大臣が、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、レセプト情報（診療報酬明細書）等を集積し、個人の特定制ができない形でデータベース化したもの。

<sup>32</sup> さらに、第217回国会に提出中の法案では、公的 DB（NDB、介護 DB 等）の匿名化情報の利活用や、公的 DB に次世代医療基盤法の DB を含めた計12DB 各間の匿名化情報の連結解析の可能化など、より利活用しやすい環境を整える内容が盛り込まれている。

<sup>33</sup> 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号）

の任意の契約ベースで、医療データの収集、加工、研究機関等への提供を行い、研究開発を行うことができる仕組みが設けられた。2024年4月からは新たに仮名加工医療情報の作成・提供を可能とする仕組みが始まるなどの充実が図られ、現在、約500万人分の医療データが活用されている。

(医療データの利活用に関する今後の対応)

○これまでの進捗を踏まえ、医療データの二次利用を制度的に更に円滑化するため、次の対応を行う<sup>34</sup>。なお、医療データの一次利用を含めた更なる円滑化については、別途個人情報保護法において具体的な検討が進められている<sup>35</sup>ことに留意する。

①2025年3月に発効したEUのEHDS (European Health Data Space) 規則において、医療機関、製薬会社等の医療データ保有者は、その保有するデータについて、研究者等の医療データ利用者へ共有することが義務付けられており<sup>36</sup>、必要な情報連携基盤等が構築されることとなっていることも参考としつつ、我が国における医療データの利活用(一次利用及び二次利用)に関する基本理念や包括的・体系的な制度枠組みとそれと整合的な情報連携基盤の在り方を含む全体像(グランドデザイン)を明らかにする。

②制度枠組みの対象とする医療データの具体的内容について、医学研究、創薬、医療資源の最適配分といった具体的なニーズを踏まえ、その具体的範囲を検討する。その際、電子カルテについては3文書6情報<sup>37</sup>の標準化が既に進められているが、これ以外のデータ項目の利活用ニーズを踏まえ様々な形態の二次利用を可能とする医療データの更なる充実を図る<sup>38</sup>とともに、利活用の効率化やより質の高いデータの収集が可能となるよう、データの適切な収集方法<sup>39</sup>、内容・形式の標準化や各種医療データを横断的に解析可能とする患者の識別子についても併せて検討する。なお、電子カルテに含まれる医療データのうち、構造化されていないものについても、AIを活用し構造化することで、従前より低コストで効率的に利活用することが可能になりつつあることに留意する。

③医療機関、学会、独立行政法人等の様々な主体が保有する医療データについて、一定の強制力や強いインセンティブを持って収集し、利活用できる仕組みの在り方、そのデータを研究者や製薬会社等が円滑に利活用するための公的な情報連携基盤の在り方を検討する。その際、現状の次世代医療基盤法では、医療データの提供を行う協力医療情報取扱事業者が約150にとどまるといった状況がある中で、医療データの提供が任意か

<sup>34</sup> 詳細については、例えば、医学系倫理指針におけるデータの取扱いを含め、2023年度の規制改革実施計画やその後の規制改革推進会議での議論等を踏まえるものとする。

<sup>35</sup> 脚注19のとおり、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しにおいては「個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方」が制度的な論点の項目として挙げられ、このうち同意規制の在り方としては「取得の状況から見て本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方」、「生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方」等について検討が進められている。

<sup>36</sup> EHDSでは知的財産権や営業秘密の保護を前提。

<sup>37</sup> 厚生労働省が電子カルテ情報の標準化に向けて定めた優先的な標準化対象であり、「3文書」は診療情報提供書、退院時サマリー、および健診結果報告書を指し、「6情報」は傷病名、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等、検査、感染症、処方指す。

<sup>38</sup> 一次利用で収集する電子カルテのデータの充実による二次利用の充実を含む。

<sup>39</sup> 例えば、我が国では3文書6情報をプッシュ型(医療機関による登録)で収集する電子カルテ情報共有サービスの構築が進められているが、EHDSではプル型(医療機関が保有するデータを参照可能)での収集も想定されている等の違いがあり、こうした諸外国の取組の進捗等にも留意する。

つインセンティブが乏しい等の指摘があることや円滑な医療データの収集に当たっては、医療機関等のデータ保有者のインセンティブの確保もまた重要であることに留意する。また、公的DB以外の学会のデータベース等を含めて識別子による連結解析ができるような制度設計を可能とする必要があることに留意する。

- ④医療データに関する個人のプライバシーその他権利利益を適切に保護しつつ、研究者等が円滑に利活用できるようにするため、仮名化情報の利活用に対する適切な監督やガバナンスの確保を前提とした患者本人の適切な関与の在り方（同意の要・不要、患者本人の同意に依存しない在り方を含む。）等を検討する。
- ⑤これらを実現するため、個人の権利・利益の保護と医療データの利活用の両立に向けた特別法の制定を含め、実効的な措置を検討する。なお、検討に当たっては、医療現場の負担軽減や関係機関への支援の方策、医療データを利活用する人材育成策について併せて検討するとともに、次世代医療基盤法の在り方等既存の制度との関係についても所要の検討を行う。

#### （検討体制・スケジュール）

- 上記①～⑤の各事項について、省庁横断的に総合的な健康・医療戦略の推進を図ることを所掌事務とする内閣府（健康・医療戦略推進事務局）が関係省庁を含めた検討を取りまとめる。また、検討に当たっては、一次利用にも利用する医療情報基盤を含め、医療政策全体との整合性を図る観点から、医療行政を所管する厚生労働省が主体的に関与し、デジタル庁とともに検討を行う。また、個人情報保護法との整合性を図る観点から、個人情報保護委員会事務局の協力を得る。検討の結果、立法措置が必要となる場合には、厚生労働省及びデジタル庁等の関係省庁は、その検討内容に責任を持って対応する。
- 2025 年末を目途に、対象とする医療データの範囲、情報連携基盤の在り方等について、中間的に取りまとめを行った上で、2026 年夏を目途に議論の整理を行う。当該整理に当たっては、遅くとも 2030 年までにおおむね全ての医療機関において必要な患者情報を共有することを目指し、標準化された電子カルテの普及に取り組むなど関連する措置等の状況も踏まえつつ、具体的な措置内容及び関係府省の役割分担を具体化する。その際に必要とされた措置内容が法改正を要する場合には、2027 年通常国会への法案の提出を目指す。

## （2）金融分野

#### （金融データ利活用の現状）

- 「資産運用立国」の柱の一つである家計の安定的な資産形成を実現する上では、個人が自身のライフプランを検討し、また、アドバイスを受けられるための環境を整えることが有用である。このため、個人が自らの金融資産の状況や、日々の収入・支出といったキャッシュフロー等の金融データを、それぞれの金融データの性質等を踏まえて、一覧性をもって把握できることが望ましい。
- ただし、現状では、個人の金融資産やキャッシュフロー等の状況に関する情報は、様々な事業者等がそれぞれの事情に応じた形で提供されており、これらの金融データを一覧

性をもって把握できるための仕組みが整っていない。

○金融分野のデータをサードパーティ経由で利活用する方法（金融事業者から顧客が直接データの提供を受けるのではなく電子決済等代行業者等の第三者を経て利活用する方法）は、2017年の銀行法等の改正により、大きく進展した。データ連携の方法は必ずしもAPIに限られるものではないが、銀行分野では、金融機関と外部のフィンテック企業との間でAPIによるデータ連携が進み、顧客が家計簿アプリ等を利用して口座残高や入出金明細の取得が可能となるなど、データ利活用が実現している。しかし、APIによるデータ連携は主として銀行分野に限られ、クレジットカード、電子マネー、証券及び保険といった他の金融分野でのデータ連携は限定的である。

○特にクレジットカード分野では、政府は「未来投資戦略2017」（2017年6月9日閣議決定）において、API連携の促進やデータフォーマット統一などの環境整備を基本方針に掲げ、ガイドラインや電文標準仕様等が策定され、大手事業者を中心にAPIによるデータ連携が進んでいる一方で、API連携を行っていない事業者も存在している。

（今後の取組）

○金融庁は、家計の収支管理やライフプランの設計・点検を容易に行えるよう、このために必要な金融情報の「見える化」に向けて、金融経済教育推進機構（J-FLEC）を中心に関係省庁・関係金融団体等から構成される会議体を設置し、2025年度中に議論を開始する。その際、家計の収支管理やライフプランの設計・点検を容易に行える観点からデータ連携の利用の目的や連携対象データの範囲、データの標準規格等を論点に盛り込むことに留意する。

○経済産業省は、クレジットカード分野について、これまでのガイドラインに基づく自主的取組や検討会の設置による業界間の協議の促進を行ってきたが、API連携を行っていない事業者が存在する現状を踏まえ、API接続を用いた電子的なデータ連携の実現に向けた課題等について多角的な議論を改めて行い、API導入の努力義務等法的措置を含めた制度的対応の可否などを検討し、2025年度中にそれら課題への対応の方向性や工程をとりまとめる。

○内閣官房は、上記の議論の結果について適切にフォローアップするとともに、デジタル庁と連携し、適切な対応を行う。

### （3）教育分野

（現状）

○現在、多くの学校現場においては、データのやり取りが紙中心で行われており、教師、保護者、子どもたちそれぞれにとって負担となっている。このような方法のやり取りは、相手先や内容の真正性の確保を前提として、オンラインで行うことによって、負担の軽減や質の高い教育の実現が期待される。また、子どもに関する各種データを取り扱う際には、子どもの発達段階や教育データの種類によっては本人が個人情報の提供等に関する判断能力を十分に有していない場合があることを踏まえ、教育委員会や学校等におけ

る個人情報の適正な取扱いやプライバシーの保護が特に求められることにも十分留意する必要がある。

(今後の取組)

- 教育データのやり取りを、オンラインで、相手を間違えることなく、本人の意思を踏まえて安全に行うことができるよう、送信・受信を行う主体の本人確認と、送受信されるデータの真正性を担保する電子的な認証基盤について、全国の学校や行政機関が活用できるように取り組む。具体的には、教育分野の認証基盤について、G ビズ ID や JPKI (公的個人認証サービス) 等の既存基盤の活用を前提に、工程表の策定、全国的な社会実装方針の提示等を含め検討を進める。
- このため、2025 年度には、デジタル庁において、文部科学省の協力の下、必要な工程や準備の詳細を精査するための調査研究を実施し、その結果を踏まえ、2026 年度には技術実証を実施する。また、文部科学省においては、並行して、自治体を越えたデータ連携に向けて、データの取扱いの整理や標準化、実証済みの標準規格の社会実装を継続的に推進する。
- なお、デジタル庁が実施する調査研究においては、認証基盤の適切な運用の下、やり取りされるデータの取扱いや標準化について、教育委員会関係者等から、全自治体に共通するものに関しては国主導でのルール整備が期待されていること等を踏まえ、各学校や教育委員会に共通する制度面での課題やニーズについても把握・整理を行う。文部科学省においては、デジタル庁における調査研究の状況等を踏まえ、2025 年度中に制度面での課題等に関する検討に着手し、2026 年度中目途に必要な対応を行う。

#### (4) モビリティ分野

(現状)

- これまで、MaaS アプリや配車アプリの開発、交通キャッシュレスの導入、データ活用などを推進してきた。今後、交通サービスの利便性向上や産業構造の強靱化、地域におけるデータ活用の推進などの観点から、これらの取組の連携を一層深める必要がある。
- EU では、マルチモーダルモビリティの実現に向けた取組が進展しており、改正インテリジェント交通システム (ITS) 指令 (Directive (EU) 2023/2661) においては、公共交通機関、相乗り、自転車サービス等を統合した旅程検索・予約・発券サービス (いわゆる MaaS) の普及を制度面から後押しする枠組みが整備された。また、同指令およびデータ法 (Data Act) により、車載データや道路インフラ情報などの標準化および機械可読形式での提供が義務付けられ、利用者主体によるデータ管理権 (データポータビリティ) も制度化されつつある。これにより、ユーザーデータを第三者のモビリティサービス事業者が活用可能とする B2B API 市場の形成が進み、MaaS を起点とした新たなモビリティ産業の構造変革が促進されている。

(今後の取組)

- 地域交通の持続可能性、利便性、生産性向上を実現する産学官の連携による自律的なデジタル技術活用を推進するため、デジタル活用を「サービス」「データ」「マネジメント」「ビジネスプロセス」の 4 つの観点から一体的・多面的に進める地域交通 DX の取組を

推進する。2025年度は、MaaS、データ活用、業務プロセス改革等の多様なテーマでのベストプラクティス創出のほか、モビリティデータの出力仕様やデジタルマーケティング・配車アプリなど顧客接点におけるシステム間連携インターフェース、バスの業務モデルとシステム構成等を交通サービスにおける協調領域として定めた上での標準化を進める。2026年度以降は、これらの取組により開発されたサービスや標準仕様の成果の質を引き上げ、社会実装を進める。また、利用者のニーズや、それに基づき移動手段の在り方が多様化する中、「交通空白」<sup>40</sup>の解消や地域交通の再構築に向けては、地域の交通データを用いて地域交通の課題や満たされない移動需要を可視化し、施策の解像度を高め、限られたリソースを効果的・効率的に活用する観点が必要となることを踏まえ、新しい地方経済・生活環境創生交付金 TYPES や「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」等を活用し、バス・タクシー等の運行・利用情報や人流データ等を収集・分析、地域交通の課題等を可視化するための広域でのモビリティデータ連携・活用基盤の構築・実装を進める（TYPES では2025年度に先行自治体を選定）。

## （５）産業分野

（現状）

○EUにおける環境規制<sup>41</sup>の導入によって、最終製品メーカーがEUに輸出をする際には、サプライチェーンを通じて、部素材メーカー等からカーボンフットプリントや有害な化学物質の含有情報等を収集し、集計する必要が生じている。また、外国の法規制による場合以外であっても、天災や安全保障環境等の変化に応じて、<sup>きょうじん</sup>強靱なサプライチェーンを構築する観点から、事業者がサプライチェーンを通じてデータを連携・共有することで、デジタルによる新たな価値創造が可能となる。

（今後の取組）

○我が国においても、ウラノス・エコシステムの取組等により、蓄電池のライフサイクルにおけるカーボンフットプリント算出に向けたシステムの運用、自動車1台分のライフサイクル全体でのCO2排出量可視化、製品含有化学物質情報管理のためのシステムの検討や開発、電池パスポートの実現に向けたシステムや活用方法の検討が進んでいるほか、電力データのエネルギー分野以外のサービスへの活用が進むなど、特定の目的を共有する関係者間での信頼に基づいたデータ連携事例が生まれつつある。今後、優良事例の認定や標準的な技術仕様等により、産業データ連携のユースケース創出を進めていくとともに、こうした事例が自発的に多数生み出されていくエコシステムを形成していく。

## 6. デジタル公共財の整備

### （１）データ産業の特徴（規模の経済、ネットワーク効果、参入障壁）

○一定の種類データの収集を事業基盤とする産業は、他の産業とは異なり、規模の経済<sup>42</sup>、

<sup>40</sup> 地域交通に係る課題を抱えており、市町村や地域住民等がその解消に向けて何らかの対応が必要と認識しているもの。（<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001892135.pdf>）

<sup>41</sup> 欧州電池規則、REACH規則等が挙げられる。

<sup>42</sup> データは一度整備されれば繰り返し活用が可能であり、限界費用が極めて小さい。このため、データの量が増えるほど価値が高まりやすく、特にAIとの連携において規模の経済が顕著に働く。

ネットワーク効果<sup>43</sup>、参入障壁の高さ<sup>44</sup>等の面で構造的特性を有しているため、データの収集やその活用に一定の競争が存在するものの、後発参入者は、国や自治体を含め、新たに同様のデータ収集等を行うことは相当の困難がある。特に、広く社会的課題の解決に資するデータは、いわゆるデジタル公共財<sup>45</sup>の一類型と捉えられるものであるが、事業者が保有するものについては、広く一般の事業者や地方公共団体の利用を促すことが政策的には望ましい場合であっても、市場原理のみでは、適正な価格設定を通じた最適な需要を達成しがたい可能性がある。今後、政府において、こうしたデジタル公共財を一般の利用に供するための各種の可能性を検討する。

## (2) デジタル公共財を整備する必要性

- 官民を通じた幅広い分野でのデータ利活用を推進し、イノベーションにつなげていく上で、3(2)②に記載の「デジタル公共インフラ」としてのデータ連携基盤の整備に加え、汎用性が特に高いデータ、例えば、地方創生に、あるいは、中小企業・スタートアップ等のイノベーション誘発のために有用なデータなども存在する。多くの地方公共団体、個人又は事業者に通じて有用な有償又は無償のデータについては、行政データのオープンデータ化といった形で「デジタル公共財」としての公的な整備を進めていくことが課題である<sup>46</sup>。
- 現在、こうしたデータに関しては、各自治体等による個別の取組も進められているが、今後、より効率的かつ効果的なデータ利用を実現するために、各自治体等が個別に対応することが最適とは限らない。このため、望ましいデータの共同利用の方法を含め、デジタル公共財としての在り方について2025年度に具体的に検討する。
- 検討に当たっては、多くの自治体、個人、事業者にとって共通のニーズがあるものを対象とすることが望ましいが、現状のデータ提供・利用に関する民間ビジネスやその競争

---

<sup>43</sup> 検索・地図・SNS・マーケットプレイス等のプラットフォーム型サービスにおいては、利用者が利用者呼び込むネットワーク効果が強く作用し、一度大きなシェアを獲得した一部事業者により市場が集中する傾向がある。

<sup>44</sup> 継続的なデータ収集・処理には、データ取得装置、AI学習基盤、データセンターなどに多額の投資が必要となり、参入障壁が高い。結果として、先行事業者の優位が固定化されやすく、後発事業者による市場参入や競争が制限される可能性がある。

<sup>45</sup> このような課題認識は国際的にも共有され始めており、国連では、オープンソースソフトウェア、研究データ、オープンデータ、オープンAIシステム、オープンコンテンツコレクションといったオープンかつ信頼性のあるデジタルインフラを「デジタル公共財(Digital Public Goods)」として整備・提供する重要性が強調されている。特に、オープン性、スケーラビリティ、包摂性、説明可能性などを備えた共通インフラとして、国内外を問わず広くアクセス可能な基盤を整備することが、持続可能で信頼性あるデジタル社会の前提とされている。

<sup>46</sup> 「デジタル公共インフラ」は、社会全体がデジタルサービスを安全かつ効率的に活用するための共通基盤を指し、電子認証やガバメントクラウドなど、行政や民間のサービスを支える仕組みを指す。制度・運用上でアクセス制限が課され、排他性が成立するものが多い。「デジタル公共財」とは、誰でも自由に使い、利用しても減ることがなく、複製や共有が容易なソフトウェアやデータなどを指し、オープンソースソフトや公共統計データなどを指す。

環境への不当な影響を及ぼさないように検討する必要があることに留意する。

## 7. 官民の体制整備（国、官民協議体）

### （1）データ戦略の司令塔機能強化

- データを連携・利活用を促進していく上で、情報システムに関する資金や時間等のコストを低減することは重要である。そのためには、「作るより使う」をキーワードに、疎結合のアーキテクチャが求められることから、各府省庁の独自の取組に対して、一定のガバナンスを効かせる必要がある。また、データを連携・利活用するためのノウハウの提供等も必要になる。
- 本基本方針で掲げた事項を実現するためには、政府部内におけるデータ戦略の司令塔機能が必要であり、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局が担っている業務を含め、デジタル庁において、各府省庁におけるデータ利活用の取組状況を把握・評価し、必要に応じて他分野での取組を横展開し、個人の権利利益の保護と社会全体の利益のバランスの確保など全体最適の観点から必要な調整・指導を行う。こうした点を含め、社会全体のデジタル化に資する取組に対応するため、デジタル庁の体制面での充実を引き続き継続する。
- その上で、特に、各府省庁によるデータ連携基盤等のデータ連携に係る取組については、基本的にデジタル庁が関与、助言等を行っていくため、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）や独立行政法人国立印刷局などの関係機関との連携を更に強化する。

### （2）各府省庁における対応

- 本基本方針を踏まえ、更なるデータ利活用に向けた取組を政府全体として進めていくためには、各府省庁における体制の強化にも取り組む必要がある。各府省庁においては、2024年度からの5年間でDX等を推進するための「集中取組期間」であることも踏まえ、主体的に所掌分野に係るデータ利活用の取組を強力に推進していくため体制を強化する。また、デジタル庁から各府省庁への支援も強化する。

## 8. 当面の対応

- 本基本方針の取組を具体化するため、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の抜本的な改正、新法など必要な検討を行い、次期通常国会に法案を提出することを目指す。その際、個人情報保護法は、データ利活用の推進を下支えする礎となる規律であり、データ利活用全体や個別分野における制度整備と同時並行でアップデートを行う必要があることに留意する。
- 本方針の内容が着実に実現されるよう、デジタル行財政改革会議等においてフォローアップを実施する。